

平成29年度 「隠岐ユネスコ世界ジオパーク新商品開発助成事業」募集要項

1、目的

隠岐は2013年に世界ジオパークに認定され、近年、観光客は増加の兆しを見せており、隠岐の魅力をより広める機会と言えます。

そこで本事業では、隠岐ユネスコ世界ジオパークとの関連を感じる、隠岐の素材を使用した、隠岐らしい商品の開発を助成することで、生産者の意欲向上、第一次産業を含む持続可能な地域社会の発展に資することを目的とします。

また、本事業では『隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品』の認定を目指すものを助成することとし、認定商品につなげることで、旅行者の満足度向上、商品ひいては隠岐地域のブランド化の推進を目指しています。

2、助成対象

隠岐の素材を使った新商品の開発費を、次の2部門で助成します。

- ①食品部門 (例：お茶、お菓子、惣菜など)
- ②モノ部門 (例：アクセサリ、陶器、ストール、ストラップなど)

3、応募資格

- ・隠岐郡内の企業、団体、個人事業主 ※本社、営業所または工場が隠岐郡内にあること

4、応募条件

- ①開発する新商品が、次の項目を満たしている企画案であること。
 - ・隠岐らしさが明確に表現されていること
 - ・地質資源を消費して作られた商品でないこと
例：化石や岩石の販売は不可。※地質資源を素材とした生活必需品でないため
 - ・素材の産地について
食品部門：主たる原材料が隠岐産であること
(食品表示の上位2番目までに隠岐産のものがあること)
モノ部門：商品の特徴づけるものとして、隠岐の原材料を使用すること
 - ・製造者又は販売者が隠岐の企業・団体・個人事業主であることが分かるよう、商品に隠岐の住所が明記できること
 - ・商品を継続的に販売できるような材料や加工所を確保できること
 - ・法令等を遵守できること(食品衛生法・景品表法等の関係法令、表示義務、知的財産権等)
- ②(認定登録後)新商品は、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク・認定商品」への登録を目指すこと。

5、募集期間

平成29年2月16日(木)～4月21日(金) 当日消印有効

6、助成金額

30万円以内（予算範囲内で決定）

7、助成率

助成対象経費の2/3以内を助成する。

8、助成対象経費

- ① 商品、パッケージ、広告（ちらし、パンフレット）にかかるデザイン料/コーディネーター料（ブランディングなど）
- ② パッケージ、ちらし、パンフレットなどの制作費
- ③ 商品の開発に直接必要な材料、消耗品費（試作のための費用も含む）
- ④ 商品の開発に直接必要な機材、備品（助成額の1/2以内とする）
※パソコンなど極端に汎用性の高い機材は不可。
- ⑤ 商品の開発に必要な研修、視察など、出張旅費
- ⑥ 郵送料、宅配料など
※デザインの著作権は製作者のものとし
※対象外のもの
・職員の人件費

9、申請方法

所定の助成申請書に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて申請受付窓口まで郵送（当日消印 有効）またはご持参ください（平日のみ午前9時～午後5時まで）。E-mailでの受付はしていません。

隠岐の島町商工会、西ノ島町商工会、隠岐國商工会、隠岐の島町役場、西ノ島町役場、海士町役場、知夫村役場、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会では申請支援を行っております。内容や申請書記入をご相談ください。

【提出物】

- 隠岐ユネスコ世界ジオパーク新商品開発助成 申請書（様式1号） 1部
- 事業計画書（様式1号 別記①） 1部
- 収支予算書（様式1号 別記②） 1部

認定申請書一式、制度の詳細は隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会のホームページからもダウンロード可能です。ホームページ URL：<http://www.oki-geopark.jp/>

10、申請先・問い合わせ先

隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（担当：米倉）

住所：〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 番地（隠岐支庁県民局内）

TEL：(08512) 2-9636

FAX：(08512) 3-1322

E-mail：yonekura@oki-geopark.jp

1 1、スケジュール

助成金の流れ	提出物・備考	時期
①申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式第1号） ・事業計画書（様式第1号別記①） ・収支予算書（様式第1号別記②） 	平成29年2月～4月21日
②審査、交付決定		平成29年5月中旬
③新商品の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金請求書（様式第7号） （前払いを希望する場合）助成決定額の7割を限度に請求可能。 	平成29年5月中旬～ 平成30年2月
④報告書提出、確認	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了届（様式第5号） ・事業実績書（様式第5号別記③） ・収支決算書（様式第5号別記④） ・領収書（写） ・成果品 	平成30年2月末日
⑤助成金の支払い	助成金請求書（様式第7号）	平成30年3月

※基本的には一年で新商品の完成を目指していただくものです。

※商品完成後、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク・認定商品制度」への認定を申請してください。

1 2、審査方法

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク新商品開発助成事業審査会」を開催し、審査員により、ユネスコの理念に適する形で審査を行い決定します。

※原則として、書類審査で行いますが、必要に応じて電話でのヒアリングや追加で資料の提出をお願いすることがあります。

※申請年度の助成金予算及び申請金額により、採択件数を決定致します。

1 3、審査基準

以下に定める基準で審査を行います。

①コンセプト

- ・隠岐の何を伝えたいかテーマがはっきりしており、隠岐のイメージ向上につながる。
- ・隠岐を連想させる取組やストーリーがある。

②独自性・主体性

- ・製法へのこだわりや季節に応じた商品など、品質・商品価値を高めるための工夫があり、類似品に比べ優位性や独自性がある。
- ・隠岐の原材料や、隠岐らしいモチーフを取り入れるなど、隠岐らしさの演出に工夫や特徴がある。

③地域性

- ・隠岐に本社があるなど、事業の比重が隠岐にある。
- ・商品が出来ることで隠岐の活性化につながる。

④将来性

- ・ブランド化に対する継続した意志があり、強い意気込みが感じられる。
- ・スケジュールや予算内容など総合的に勘案して、企画案の実現可能性が認められる。

1 4、審査発表

審査結果は、申請書に記載された連絡先へ審査結果を通知いたします。

1 5、申請に関する留意事項

提出された申請書類は返却致しませんので、必ず申込前に複写などをお取りください。